

令和5年度 第5回義務教育学校検討委員会

日時 令和6年3月27日 14:30～

司会 定山溪中学校教頭 佐々木絵里子

1 開会のことば (司会者)

2 協議事項

- (1) [義] スクールゾーンについて 別紙1
- (2) [義] 校章について 別紙2
- (3) [義] 校歌について
- (4) [義] 運動会や学園祭などの地域との関わりをもつ行事について 別紙3
- (5) [CS] 札幌市学校運営協議会規則及び定山溪小中学校運営協議会規則について 別紙4, 5
- (6) [CS] 学校運営協議会会長及び副会長の選出について
- (7) [CS] 小中学校から(次年度の日程、学校運営基本方針の説明・承認) 別紙7, 8
- (8) [CS] 地域から(協議事項がある場合は事務局までお願いいたします。)

3 連絡、その他

- (1) 何かございますか。

4 閉会の挨拶

定山溪小学校 校長 石川 直道

<参加者名簿>

所 属	役 職	氏 名	出 欠
地域・評議員 関係	定山溪連合町内会会長	陰元 潤一	○
	定山溪地区社会福協議会会長	石川 康夫	○
	体育・青少年育成部長	江刺家 博	○
	学校評議員(小中兼務)	井口 榮子	○
	まちづくりセンター所長	長岡 佑介	○
	定山溪観光協会会長	古川 雅朗	×
	定山溪中 同窓会 会長	奥田 康博	○
PTA 関係	定山溪小 PTA 会長	小松原 綾子	○
	定山溪中 PTA 会長	山内 幸江	○
保育園	定山溪保育園 園長	水岡 正則	○
児童会館	定山溪小ミニ児童会館館長	川越 可奈子	○
	藤野児童会館館長	齊藤 聡子	○
学校関係	定山溪小 校長	石川 直道	○
	定山溪小 教頭	青木 純	○
	定山溪小 S V	石田 正継	○
	定山溪中 校長	関根 昌彦	○
	定山溪中 教頭	佐々木絵里子	○
	定山溪中 S V	堀 大輔	○
市教育委員会	教課推進課	中川 亜由美	○
	教育課程担当課	佐藤 雅哉	○
	家庭や地域とのつながりコーディネーター	綱渕 友也	×
南区役所	市民部総務企画課 地域安全担当係長	安宅 教彰	○
	土木部維持管理課 冬みち地域連携担当係長	太田 雅博	○
南警察署	交通第一課規制係長	稲垣 克人	○

令和6年度の日程について

回	開催予定日	
第1回	4月25日(木)	
第2回	7月24日(水)	
第3回	9月11日(水)	
第4回	11月26日(火)	
第5回	2月27日(木)	

定山溪地区義務教育学校スクールゾーン設定について

1 定山溪地区義務教育学校の概要

- (1) 定山溪小学校と定山溪中学校を義務教育学校へ改編。
- (2) 現在の定山溪中学校（南区定山溪温泉西1丁目31）の敷地内に新築。
- (3) 令和7年（2025年）4月開校予定

2 スクールゾーンとは

小学校を中心とした半径500m程度を範囲とする、子どもの交通安全確保を図る特定地域（札幌市が指定）

※「通学路」とは

児童・生徒の登下校時における安全の確保と、教育的環境維持のために、学校が指定している道路

3 スクールゾーンの目的

子どもたちを交通事故から守るため、交通安全対策を実施する必要性が高い地域を明確にするとともに、路面標示や警戒標識によって、子どもの交通事故の危険性が高い地域として注意を促すことで、交通事故の予防につなげる。

4 定山溪地区義務教育学校のスクールゾーン設定案について

- (1) 青いラインをスクールゾーン境界線としており、その内側がスクールゾーンである通学路となります。
- (2) 原則どおり、学校から半径500mいっぱい取っております。
- (3) 外周の主要道路は、以下のとおりです。
 - ①定山溪東西線（札幌市管理）
 - ②主要道道小樽定山溪線（1号線）（札幌市管理）
 - ③国道230号線（国管理）
 - ④錦橋通支線（札幌市管理）
 - ⑤錦橋通線（札幌市管理）

5 今後の流れ

学校及び地域のみなさまのご意見を聴取したうえで、南警察署へ提出。

札幌市立義務教育学校定山溪学園 校章選定スケジュール

① 次選考

・ 3月11日（月）～3月15日（金） 済

→児童生徒・教職員による投票

* 定山溪小学校：児童（18名）、教職員（18名） 合計 36名

* 定山溪中学校：生徒（18名）、教職員（15名） 合計 33名

・ 3月11日（月）～3月15日（金） 済

→保護者の皆様による投票（各家庭への配付を通じて）

・ 3月25日（月）～4月10日（水）

→地域の皆様による投票（町内会の回覧を通じて）

・ 3月27日（水）

→義務教育学校検討委員会において、各委員による投票

② 最終選考

・ 4月25日（木）

→令和6年度第1回義務教育学校検討委員会

（定山溪地区学校運営協議会）において、最終決定

1 学 期				2 学 期				3 学 期																
日	4 月	日	5 月	日	6 月	日	7 月	日	8 月	日	9 月	日	10 月	日	11 月	日	12 月	日	1 月	日	2 月	日	3 月	
1	年度当初職員会議①	1		1		1	中ブロック宿泊研修①	1		1	地域防災訓練	1		1		1		1	【元日】	1		1		
火	入学受付	2	児童・生徒総会(4~9年)	2	定山溪学園大運動会予備日	2	中ブロック宿泊研修②	2		2		2		2		2		2		2		2		2
水	年度当初職員会議②	3		3		3	中ブロック臨時休業	3		3		3		3		3		3		3	学校閉鎖	3		3
木	年度当初職員会議③	4	【憲法記念日】	4	第1回森林教室(中高ブロック)	4	ヤマメの放流	4		4		4		4	【文化の日】	4	和齒8020ワールド(低)	4		4	学校閉鎖	4		4
金	年度当初職員会議④	5	【みどりの日】	5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5
土		6	【こどもの日】	6		6		6		6		6		6		6		6		6		6		6
日		7		7	8年生職場体験学習②	7		7		7		7		7		7		7		7		7		7
月	新任式・始業式	8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		8
火	第1回入学式(1、7年生)	9	地域調査①(中ブロック) PTA運営委員会	9		9		9		9		9		9		9		9		9		9		9
水		10		10		10	1学期末個別懇談会①	10		10		10		10		10		10		10		10		10
木	新入生歓迎会?	11		11	礼教研事業(3時間授業)	11	1学期末個別懇談会② 温泉体験学習	11	夏季休校日	11		11		11		11		11		11		11		11
金		12		12		12	1学期末個別懇談会③	12	【山の日】	12		12		12		12		12		12		12		12
土		13		13	ダム見学(4年)	13		13		13		13		13		13		13		13		13		13
日		14	9年生修学旅行①	14		14		14		14		14		14		14		14		14		14		14
月	部活動設立ミーティング	15	9年生修学旅行②	15		15		15		15		15		15		15		15		15		15		15
火	全国学力・学習状況調査(6,9年)	16	9年生修学旅行③	16		16		16		16		16		16		16		16		16		16		16
水	授業参観・学級懇談会 学校説明会・PTA総会	17	9年生臨時休業	17		17		17		17		17		17		17		17		17		17		17
木	CRT学力テスト(258年)	18		18		18	第2回森林教室(中高ブロック)	18		18		18		18		18		18		18		18		18
金	職員会議(年計・定例)	19		19		19	第3回森林教室(中高ブロック)	19		19		19		19		19		19		19		19		19
土		20		20	青少年科学館(4年)	20		20		20		20		20		20		20		20		20		20
日		21		21	職員会議(定例)	21		21		21		21		21		21		21		21		21		21
月		22		22	中体連バドミントン	22		22		22		22		22		22		22		22		22		22
火		23	8年生職場体験学習①	23	中体連バドミントン	23		23		23		23		23		23		23		23		23		23
水		24		24		24		24		24		24		24		24		24		24		24		24
木	教育相談・家庭訪問①	25		25		25	1学期総合的な学習発表会	25	夏季休業終了	25		25		25		25		25		25		25		25
金	教育相談・家庭訪問②	26		26		26		26		26		26		26		26		26		26		26		26
土		27		27		27		27		27		27		27		27		27		27		27		27
日		28		28		28		28		28		28		28		28		28		28		28		28
月	教育相談・家庭訪問③	29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29
火	【昭和の日】	30		30		30		30		30		30		30		30		30		30		30		30
水		31		31		31		31		31		31		31		31		31		31		31		31
備考																								令和8年度 入学受付4/ 始業式4/

令和5年度 第5回義務教育学校検討委員会資料（再再提案）

○協議事項（4）[義] 運動会などの地域と関わりをもつ行事について

①運動会『定山溪学園大運動会』

日 時	○5月末か6月初めの金曜日 R7年度は5月30日(金) ○午前日程を予定（予備日は月曜日）
場 所	○定山溪学園グラウンド（雨天時は体育館を使用せずに延期）
参 加	○全校生徒、PTA、地域の方々 *平日開催なので定山溪保育園にも打診
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式 ・全力走（1～6年生）*学年ごとに距離を変えて ・100M走（7～9年生） ☆玉入れ *学校+地域 ☆綱引き *学校+地域 ・大玉送り *学校+PTA ・マーチング ・運命走 *幼児種目含む ・全校リレー ☆かっぱ大群舞 ・閉会式 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>☆玉入れ ☆綱引き ☆かっぱ大群舞 について、地域の方々の協力を仰いでい きたいと考えています。（招待という形 で気軽に参加していただきたいです） *景品あった方が盛り上がります！！</p> </div>

②定山溪神社祭

日 時	①9月9日 R7年度は火曜日 ②9月10日 R7年度は水曜日
場 所	○定山溪神社→
参 加	①マーチングを演奏する児童生徒（生徒は任意） ②全校生徒 *R7年度からは地域行事として参加を予定しています。

*R6年度は定中開校記念日ではありますが、できるだけ声をかけて参加します。

③定山溪学園祭

日 時	○10月末か11月初めの木曜日 R7年度は10月30日(木) ○日程については検討中（午前開催か1日日程）
場 所	○定山溪学園体育館
参 加	○全校生徒 *平日開催なので定山溪保育園にも打診
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・開祭式 ・ブロックごとの発表（1～4、5～7、8～9） ・合唱（全校 or ブロック） ・定山溪からの発信（9年生総合的な学習の時間の発表） ・閉祭式

④定山溪雪灯路・・・現行の参加の仕方

⑤もちつき交流会 *現在検討中

(定山溪地区福祉のまち推進センター、まちづくりセンター、児童会館)

日 時	○11月中旬の土曜 R7年度は11月15日(土)
場 所	○定山溪学園体育館
参 加	○全校生徒に打診
内 容	○もちついて食べる

⑥雪中運動会

日 時	○2月 午後2時間を予定 R7年度は2月3日(火)
場 所	○定山溪学園グラウンド (外に出るのは1時間?)
参 加	○1~7年生
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・開会式 ・そりリレー ・雪積み ・宝探し ・景品交換 ・閉会式 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和5年度定山溪小での実績です。 連合町内会の御協力で今後も同様の内容で続けていければと思います。(バナナポートとかスノーモービルとかもできるなら…)</p> </div>

⑦スキー学習・・・①5~8年生(Fu's 輸送中定)②1~8年生(貸し切りバスで国際)

これに限らず、家庭や地域とともにある学校を目指していければと思います。
 よろしく願いいたします。

「定山溪小・中学校運営協議会」規約

(趣旨)

第 1 条 本協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会で、名称は、「定山溪小中学校運営協議会（以下「協議会」という。）」と称し、この規約は協議会の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 協議会は、札幌市学校運営協議会規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、札幌市立定山溪小学校（以下「定山溪小」という。）及び札幌市立定山溪中学校（以下「定山溪中」という。）で 1 の協議会を置く。

(基本的な方針を作成する事項)

第 3 条 校長は、学校運営に関して次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織の編成に関する事
- (4) その他校長が必要と認める事項

(学校運営に関する評価)

第 4 条 協議会は、毎年 1 回以上、学校の運営状況について評価を行なうものとする。

(組織)

第 5 条 協議会は、規則第 5 条第 1 項の規定により、委員 15 人以内をもって組織する。

2 校長は委員とする。

3 前項に定めるもののほか、委員は次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 定山溪小、定山溪中校区内の地域住民
- (2) 定山溪小、定山溪中に在籍する生徒又は児童の保護者
- (3) 定山溪小、定山溪中の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員は地方公務員法第 3 条第 3 項に定める特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期等)

第 6 条 委員の任期は、当該委員として任命された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任すること

ができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 委員が次条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(守秘義務等)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障を及ぼす言動を行うこと。

(会議)

第 9 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、校長と協議の上、会長が招集する。

ただし、会長及びその職務を代理するものが存在しないときの会議は、校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決することによる。

4 議決すべき事項に利害関係を有する委員は、当該事項について議決権を有しない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 11 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開すべきでないとする場合は、これを公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、原則として傍聴しようとする会議の前日までに会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(部会)

第 12 条 協議会に、部会を置く。

2 各部の部員は、協議会委員との併任を妨げない。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、定山溪小及び中学校において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

札幌市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 札幌市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における協議会の設置については、次の各号に掲げる教育委員会の所管に属する学校の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 小学校及び中学校 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）第3号の規定に基づき、2以上の学校について1の協議会を置く。ただし、困難な事情があると認める場合は、学校ごとに協議会を置く。

(2) 前号に掲げる学校以外の学校 学校ごとに協議会を置く。ただし、省令第3号に掲げる場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者、対象学校の所在する地域の住民、対象学校の校長（園長を含む。以下同じ。）等の意見を聞くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(基本的な方針を作成する事項)

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関すること。
- (2) 対象学校の組織の編成に関すること。
- (3) その他対象学校の校長が必要と認める事項
(学校運営に関する評価)

第4条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(組織)

第5条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。ただし、第2条第1項の規定により2以上の学校について1の協議会を置く場合で、当該学校の数が2を超えるときは、15に、当該学校の数から2を差し引いた数に5を乗じて得た数を加えて得た数の人数以内をもって組織することができる。

2 対象学校の校長は、委員とする。

3 前項に定めるもののほか、委員は、法第47条の5第2項第1号から第3号までに掲げる者及び次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第6条 委員(対象学校の校長を除く。次項及び次条において同じ。)の任期は、当該委員として任命された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員の解任)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 委員が次条の規定に違反した場合
- (3) その他解任を相当とする事由が認められる場合

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しい支障を及ぼす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、対象学校の校長は、会長又は副会長になることはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、対象学校の校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開すべきでないと認める場合は、これを公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、原則として傍聴しようとする会議の日の前日までに会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(分科会等)

第12条 協議会は、その定めるところにより、分科会等の必要な組織を置くことができる。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任等について理解を深めることができる場を提供するため、必要な研修等を行うものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供を行うよう努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、対象学校において行う。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第5条第3項の規定による協議会の委員の任命に係る手続その他協議会を置くために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

学校経営方針

2024.04.01 札幌市立定山溪小学校 校長 石川 直道

【定山溪小学校 学校教育目標】

考える子ども（追求） … 日常の事象に目を向け、体験を通して追求していく子
心の広い子ども（親切） … 誰にでも親切にし、思いやりをもって接しようとする子
助け合う子ども（協力） … 自他のよさを認め合い、共に伸びていこうとする子
丈夫な子ども（健康） … 自分の意志で、粘り強く頑張る子

【本年度重点目標】

「思いやりの心を持ち、主体的に学び高め合う定山溪の子どもたち」を目指して

美しく豊かな自然環境に恵まれた定山溪で生まれてきた本校の歴史と伝統、たゆまぬ教育実践とその成果の積み上げのもと、「人間尊重の教育」を基盤として、全ての子どもにとって「今日が楽しく、明日が待たれる学校」を目指し、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを推進していく。そのために『全校1学級・全職員担任』のスローガンのもと、全教職員が高い人権意識と協働意識を持ち、保護者・地域との一層の信頼関係と連携協力を深め、学校教育の推進に取り組んでいく。

本校は、児童数が少なく、子どもたちは、社会や集団との多様な関わりや経験が少ないために、物事の見方や考え方が固定的になりがちである。

そのような実態を踏まえ、互いに望ましい人間関係を築き、自ら考え行動しながら、よりよい生活を送る力を身に付けさせることや、多様な他者との対話を通して折り合いを付けたり、自分たちの「～したい」を実現したりする等の本物の経験をさせることを通して、子どもたちにとって、学校という学び舎が、思いやりの心をもって自他共に自分らしく生きることの大切さを学ぶ場となるよう努める。

【重点目標に迫る四つのプラン】

1. のびやかプラン … 学ぶ力の育成 ～「あたま」づくり～

■子どもたちが持続可能な社会の創り手として、新しい時代を生き抜くために必要な「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力」を育みます。

◇確かな学力の育成

- ・基礎的基本的な知識及び技能の定着のための、日常的な取組と積み上げ（「伝える」場の工夫）
- ・聞き方、話し方や家庭における学習などの学習態度や学習習慣の定着
- ・体験的な学習や言語活動の重視
- ・一人一台端末や ICT を効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

◇指導力の向上

- ・定山溪スタイルを大切にし、**課題探究的な学習（AAR サイクル）**を取り入れた授業の充実
- ・小中合同の研究体制による「分かる・できる・楽しい」授業づくりの追究
（授業形態等の工夫や改善⇒個別最適な学びの追究） *** 義務教育学校開校「0年度」の試行**

◇特色ある教育課程の確立と実施

- ・義務教育学校開校に向けた「義務教育9年間を見通した教育課程」の確立と試行
- ・地域の特色を生かした生活科及び総合的な学習の時間のカリキュラムデザイン

2. あったかプラン … 豊かな心の育成 ～「こころ・なかま」づくり～

■他者との対話を通して折り合いを付けたり、自分たちの「～したい」を実現したりする等の本物の経験をさせることを通して、自他を大切にしようとする思いやりの心を育みます。

◇道徳教育の充実

- ・道徳の授業を要として、発達段階に応じた目指す子どもの姿を意識した指導
- ・相手を思いやる心の育成（いじめ防止・いじめ早期発見及び初期対応の共通理解実践）
- ・楽しさを実感し規律を守り協力し合うことの重視

◇仲間意識や連帯感の育成

- ・学級活動やたてわり活動、全校活動を通して子ども同士が関わり合う活動の推進
→子どもの「～したい」が実現する自治的な活動に向けた指導
- ・学級活動やたてわり活動、全校活動における、役割を明確にした自己有用感の育成
- ・「挨拶」と「思いやり」を大切にしたい心の育成（礼儀とけじめ）

◇温かい支援と自己肯定感の育成（人間尊重の意識の向上）

- ・子どものよさや可能性を認め、励まし、支える関わり（自己肯定感の醸成）
- ・学校全体での子どもの共通理解と具体的な支援の共有（スピード感をもった確実な情報共有）

3. すこやかプラン … 健やかな体の育成 ～「からだ」づくり～

■心身の健康の保持増進は、「学ぶ力」「豊かな心」を育むための土台でもあると捉え、自身の健康を守る力を育みます。

◇健康教育の継続及び再編成

- ・「歯と口の健康づくり」の継続的な実践と義務教育学校開校に向けた活動内容の再編成
- ・家庭と連携した生活習慣の確立：基本的生活習慣を身に付けるための家庭との協力

◇運動意欲・体力の向上・食指導の充実

- ・基礎的な運動能力を高めるための取組の工夫（全校体育・出前授業の活用等）
- ・日常的な運動につながるような環境づくりの工夫（全校遊び・縄跳びチャレンジの実践等）
- ・全校給食等の場を活用した、食指導の充実
- ・農園活動や調理活動を通じた、食に対する関心の向上

4. きらめきプラン … 信頼される学校・特色ある学校教育 ～義務教育学校の開校～

■子どもたちにとって様々な人との関わりは、多くの学びを得ることができます。地域ならではの特色を生かし、責任ある教育活動を積極的に推進します。

◇義務教育学校開校に向けた校種間連携（小中一貫した教育）や家庭・地域との連携

- ・地域の教育力を生かし、連携した教育活動の工夫（地域人材の積極的活用）
- ・義務教育学校検討委員会の各部における連携と具体的業務の推進

* 義務教育学校開校「0年度」の試行

- ・各種便りやホームページ等での情報発信
- ・参観懇談会や教育説明会の充実～子どもの姿で安心感と信頼感を～対話の重視
- ・生きて働く防災教育、安全教育の充実
- ・義務教育学校開校に向けた行事の精選や小中教職員間の交流活性化
- ・校内外の環境整備や閉校・開校に向けた準備

◇雪・環境・読書

- ・冬を楽しむ活動の充実（雪）
- ・美しい自然を守り育てようとする心の育成（環境）
- ・生涯にわたる学びの基盤として捉えた、読書意欲の喚起（読書）
- ・地域に愛着をもち、地域を大切にする活動の工夫（ふるさと札幌）

◇協働意識と働き方改革

- ・考えや気持ちを誰もがお互いに安心して発言できる関係性を築き、「チーム定山溪」としての協働意識を高くもった教職員同士の連携強化（報告・連絡・相談の習慣化等）。
- ・教育の質の維持向上を図るため、教職員一人一人の心身の健康保持と教育に携わる「誇りとやりがい」をもって職務に従事できる環境づくりを工夫するなどの働き方改革の推進

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- 学習指導要領
- 国や社会の要請
- 札幌教育アクションプラン
- さっぽろっ子学び力の育成
分かる・できる・楽しい・機嫌づくりの充実
- 札幌らしい・特色ある教育

教育推進の全体構造図（令和6年度）

< 学校教育目標 >

考える子ども（追求）
… 日常の事象に目を向け、体験を通して追求していく子

心の広い子ども（親切）
… 誰にでも親切にし、思いやりをもって接しようとする子

助け合う子ども（協力）
… 自他のよさを認め合い、共に伸びていこうとする子

丈夫な子ども（健康）
… 自分の意志で、粘り強く頑張る子

学校教育

《自立した札幌人》

札幌市学校教育の重点
人間尊重の教育

★子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり

重点目標

「思いやりの心を持ち、主体的に学び高め合う定山溪の子どもたち」を目指して

重点目標に迫る四つのプラン

子どもの「～したい」を実現する

1. のびやかプラン
学ぶ力の育成
（「あたま」づくり）

- ◇確かな学力の育成（小中一貫した教育）
- ◇指導力の向上（授業実践と校内研究）
- ◇教育課程の確立と実施

キーワードは「おもしろい」

2. あったかプラン
豊かな心の育成
（「こころ・なかま」づくり）

- ◇道徳教育の充実と実践
- ◇仲間意識や連帯感の育成と挨拶の励行
- ◇温かい支援と自己肯定感の育成

3. すこやかプラン
健やかな体の育成
（「からだ」づくり）

- ◇健康教育の継続及び再編成
- ◇運動意欲・体力の向上・食指導の充実

4. きらめきプラン
信頼される学校・特色ある学校教育

- ◇義務教育学校開校に向けた校種間や家庭地域連携：安心・安全
- ◇雪・環境・読書・ふるさと札幌
- ◇協働意識と働き方改革

子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり
～人間尊重の教育～

子どもを支える教職員：「チーム定山溪」の力

学校運営協議会（CS）：保護者・地域との連携

安心・安全な学校づくり

目指す教職員の11の姿

- ◆「子どもは、先生（職員）の姿を見て育つ」
 - ◆「子どもの目には、職員はひとりの大人のモデルとして映っている」
- 故に、私たち教職員は、次のことを自覚し子どもたちの前に11の姿で立つことを忘れてはならない。

- 1) 「自分がこの学校の教育を」という意識をもった教職員
- 2) 自己研鑽に励み、互いに切磋琢磨し合う教職員
- 3) 「全校の担任」を意識し、校務も協力し合う教職員
- 4) 子どもと共に活動し、さわやかな汗を流す教職員
- 5) 子どもと共に、「喜び、悲しみ、楽しみ、苦しみ」を共有できる教職員
- 6) 身の回りの整理整頓に心掛け、学習環境に気を配る教職員
- 7) 地域性を理解し、連携を深める教職員
- 8) 保護者と誠意（言動・態度・服装）をもって語り合い、傾聴できる教職員
- 9) 明るい挨拶と笑い声が聞こえる教職員
- 10) 決めたことは、決めたように、決めた日までに実行・提出する教職員
- 11) 教育公務員としての自覚をもった教職員

2024年度

定山溪小学校 年間行事予定

【教職員用】

令和6年3月28日 現在

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事
1	月	入学受付 職員朝会 校務部会 職員会議①	1	水	全校朝会 校内学びの支援委員 会①	1	土	連合町内会合同 大運動会	1	月	全校朝会 児童委員会⑤ 水泳学習①	1	木		1	日	児童委員会⑦ 有馬小公開授業
2	火	校務部会 教材採択委員会	2	木	職員集会	2	日		2	火	札教研	2	金		2	月	
3	水	職員会議②	3	金	【憲法記念日】	3	月	振替休業日	3	水	長) 支部研④	3	土		3	火	避難訓練② ALT 札教研
4	木	いじめ防止対策委員 会	4	土	【みどりの日】	4	火	札教研	4	木		4	日		4	水	長) 支部研⑥
5	金	前日準備 定中(評価・評定)	5	日	【こどもの日】	5	水	長) 支部研③ 歯磨き大会5・6年 尿検査	5	金	職員会議(8・9月) ALT	5	月		5	木	参観 懇談 PTA役員会
6	土		6	月	【振替休日】	6	木	森林教室	6	土		6	火	学校見学会	6	金	職員会議(10月・学発 係)
7	日		7	火	日常実践交流①	7	金	職員会議(7月) 眼科検診1・4年 ALT	7	日		7	水	学校見学会	7	土	
8	月	始業式 入学式(短縮4時間) 職員会議③	8	水	日常実践交流②	8	土		8	月	クラブ③ 水泳学習②	8	木	学校見学会	8	日	
9	火	1年生3時間授業 長)支 部研① 結問診票配付 交通指導 中入学式	9	木	日常実践交流③ 森林教室	9	日		9	火		9	金		9	月	定山溪神社祭 マーチング 長) 専門部研⑥
10	水	二計測・視力検査 1年生3時間授業	10	金	日常実践交流④ ALT 長) 支部研②	10	月	ふれあい給食① クラブ① 租税教室 諸費再引落日	10	水	長) 専門部研④	10	土		10	火	定山溪神社祭 神輿・手古舞
11	木	1年生3時間授業 長) 専門部①	11	土		11	火	札教研春の研究集会 (短縮4時間)	11	木	職員集会	11	日	【山の日】	11	水	学運協
12	金	マーチング結団式 結核 診問診票回収 1年生給食 開始(4時間授業) 職員 集会	12	日		12	水	幼保小連携推進協議 会	12	金	ALT	12	月	【振替休日】	12	木	全校朝会 3・4年名作シリー ズ 長) 道小教育研究大 会
13	土		13	月	児童委員会② 運動会特別時間割開 始	13	木	職員集会	13	土		13	火	夏季休校日	13	金	ALT 長) 道小教育研究大 会
14	日		14	火	内科検診 運動器健診 札教研	14	金	全校音楽③全校朝会 研究日 ALT 長) 専門部研③	14	日		14	水	夏季休校日	14	土	
15	月	1年生4時間授業 児童委員会①	15	水	聴力検査 不登校対策連絡協議 会	15	土		15	月	【海の日】	15	木	夏季休校日	15	日	
16	火	1年生4時間授業	16	木	歯科検診 職員集会	16	日		16	火		16	金		16	月	【敬老の日】
17	水	1年生通常日課 知能検査(2・5 年) 職員集会 全校音楽 全国学力・学習状況調査 参観 懇談 学校教育説明会 PTA役員会 短縮5時間	17	金	全校音楽② スポーツテスト 職員会議6月 ALT	17	月	児童委員会④	17	水	長) 学校経営研	17	土		17	火	札教研
18	木	家庭訪問① 全校音楽① ALT	18	土		18	火	スクールゾーン実行 委員会 札教研	18	木	森林教室 職員集会	18	日		18	水	
19	金		19	日		19	水	耳鼻科検診1・4年 尿検査	19	金	全校音楽④ いじめ防止対策委員 会	19	月	長) 支部研⑤	19	木	職員集会
20	土		20	月	スポーツテスト予備日 児童委員会③ 長) 専門部研②	20	木	ALT 職員集会	20	土		20	火		20	金	頭) 道小教渡島大会 ① ALT 校務部会
21	日		21	火	心臓検診1年 健やかな体育成 フォーラム 札教研	21	金	全校遠足 青少年健全育成会総 会	21	日		21	水	長) 専門部研⑤	21	土	頭) 道小教渡島大会 ②
22	月	家庭訪問② 長) 総会研修会	22	水	教材園芸植え 尿検査	22	土		22	月	児童委員会⑥ 水泳学習③	22	木		22	日	【秋分の日】
23	火	家庭訪問③(5時間授 業) 学力テスト(2~6年) 6年全学年学力増進調査 交通安全教室(全)	23	木	職員集会	23	日		23	火		23	金	夏休みオンラインサ ポート	23	月	【振替休日】
24	水		24	金	いじめ防止対策委員 会 ALT	24	月	クラブ②	24	水	学運協	24	土		24	火	学習発表会特別時間 割開始 札教研
25	木	2~6年学力テスト 学運協	25	土		25	火	森林教室 札教研	25	木	1学期終業式 4時 間授業(給食あり) 職員集会	25	日		25	水	頭) 全市研修会
26	金	職員集会(運動会係 提案) 校務部会 ALT	26	日		26	水	頭) 全市研修会	26	金		26	月	2学期始業式 4時 間授業(給食あり) 職員集会	26	木	森林教室 職員集会(中間評価)
27	土		27	月	【開校記念日】	27	木	参観 懇談 PTA役員 会(短縮5時間授業) 諸費再引落日	27	土		27	火		27	金	諸費再引落日 校内学びの 支援委員会② いじめ防 止対策委員会 ALT
28	日		28	火	全校花植え 札教研	28	金	職員集会 校務部会 ALT いじめ防止対策委員 会	28	日		28	水		28	土	
29	月	【昭和の日】	29	水	運動会総練習	29	土		29	月	頭) 学校経営研	29	木	二計測 交通指導(校 内放送) 職員集会	29	日	
30	火	避難訓練	30	木	職員集会	30	日		30	火		30	金	校務部会 いじめ防止対策委員 会	30	月	前期通知表配付 クラブ④
			31	金	ALT				31	水		31	土				

定山溪小学校 年間行事予定

【教職員用】

令和6年3月28日 現在

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事	日	曜	行事
1	火	視力検査 個人懇談①(5時間授業) 6年キタラ	1	金	全校朝会 定中文化祭 校務部会	1	日		1	水	〔元旦〕	1	土		1	土	
2	水	全校朝会 心臓検診 個人懇談②(5時間授業) 長) 支部研⑦	2	土		2	月	クラブ⑥(最終)	2	木		2	日		2	日	
3	木	個人懇談③(5時間授業) 5年ハローミュージアム 通知表回収 頭) 全市研修会	3	日	〔文化の日〕	3	火	参観・懇談・PTA役員会	3	金		3	月	全校朝会 研究日	3	月	児童委員会④(最終)
4	金	全校音楽⑥ 職員会議(11月) ALT	4	月	〔振替休日〕	4	水	長) 支部研⑧ ALT	4	土		4	火	連合町内会合同 スノーフェス	4	火	校内学びの支援委員会
5	土		5	火		5	木	職員集会	5	日		5	水		5	水	通知表一覧表提出
6	日		6	水	長) 支部研⑨	6	金	5・6年非行防止教室 校務部会	6	月	休校日	6	木	1・2年雪まつり見学	6	木	職員集会
7	月	児童委員会⑧	7	木	職員集会	7	土		7	火	休校日	7	金	職員会議(3月・係提案) いじめ防止対策委員会 ALT	7	金	長) 支部研⑩ 校務部会
8	火	札教研	8	金	芸術家派遣事業 就学時健診・秋の歯科検診 研究日 長) 支部研⑪	8	日		8	水	仕事始め	8	土		8	土	
9	水	長) 専門部研⑦	9	土		9	月	児童委員会⑩	9	木	頭) 全市研究大会	9	日		9	日	
10	木	諸費再引落日	10	日		10	火	和歯8020ワールド	10	金	長) 支部研⑩	10	月	児童委員会⑫	10	月	ふれあい給食③
11	金	幼保小連携推進協議会ALT	11	月	全校レク	11	水	長) 専門部研⑨ 不登校対策連絡協議会	11	土		11	火	〔建国記念の日〕	11	火	
12	土		12	火		12	木		12	日		12	水	一日入学・入学説明会 長) 支部研⑪	12	水	
13	日		13	水	避難訓練④ 長) 専門部研⑩	13	金	全校朝会 ALT 全校音楽⑧ 職員会議(1・2月)	13	月	〔成人の日〕	13	木	職員集会	13	木	
14	月	〔スポーツの日〕	14	木		14	土		14	火	冬休みオンラインサポート スキー研修	14	金	スキー学習(国際スキー場)	14	金	全校朝会 職員会議(4月・入学式) いじめ防止対策委員会<中学校卒業式>
15	火	札教研	15	金	職員会議(12月) ALT	15	日		15	水	3学期始業式 4時間授業(給食あり) 職員集会 <中学校始業式>	15	土		15	土	
16	水	長) 全市研究大会	16	土		16	月		16	木	二計測 交通指導(校内放送)	16	日		16	日	
17	木	学習発表会総練習	17	日		17	火		17	金	いじめ防止対策委員会	17	月	児童委員会⑬ 避難訓練⑤ 長) 総会・研修会	17	月	
18	金	学習発表会前日準備 職員集会 ALT	18	月	研究授業	18	水		18	土		18	火	札教研	18	火	
19	土	学習発表会	19	火	札教研	19	木	ALT 職員集会	19	日		19	水		19	水	卒業式前日準備 6年生通知表配付 職員集会 定中閉校式
20	日		20	水		20	金	森づくり活動発表会 いじめ防止対策委員会	20	月	児童委員会⑭	20	木	職員集会(教育課程検討委員会) ALT	20	木	〔春分の日〕
21	月	振替休業日	21	木	職員集会	21	土		21	火		21	金	閉校式 長) 専門部研⑪	21	金	卒業証書授与式
22	火	札教研秋の研究集会(短縮4時間)	22	金	いじめ防止対策委員会 ALT	22	日		22	水		22	土		22	土	
23	水		23	土	〔勤労感謝の日〕	23	月		23	木	職員集会	23	日	〔天皇誕生日〕	23	日	
24	木	全校音楽⑦ 職員集会	24	日		24	火		24	金	研究日 ALT	24	月	〔振替休日〕	24	月	開校式
25	金	ALT 研究日 いじめ防止対策委員会	25	月	保護者アンケート配付 児童委員会⑯	25	水	2学期終業式 4時間授業(給食あり) 職員集会	25	土		25	火	全校音楽⑩	25	火	修了式・離任式 短縮4時間授業(給食なし) 通知表配付 職員集会
26	土		26	火		26	木		26	日		26	水	職員集会	26	水	
27	日		27	水	学運協	27	金	仕事納め	27	月	長) 専門部研⑩	27	木	森林教室 学運協	27	木	
28	月	ふれあい給食② クラブ⑤	28	木	職員集会	28	土		28	火		28	金	参観懇談 学校説明会 PTA役員会	28	金	
29	火	札教研	29	金	校務部会 保護者アンケート回収	29	日		29	水		29	土		29	土	
30	水	地域健康診断・いきいき健康フェア	30	土		30	月		30	木	職員集会	30	日		30	日	
31	木	職員集会 ALT				31	火		31	金	校務部会 ALT				31	月	

通常日課

	月	火	水	木
8 : 15 ~ 8 : 30	マーチング	朝読書	朝学習	マーチング
8 : 30 ~ 8 : 35	移動・後片付け			
8 : 35 ~ 8 : 40	朝の会			
8 : 40 ~ 9 : 25	1時間目			
9 : 25 ~ 9 : 30	5分休憩			
9 : 30 ~ 10 : 15	2時間目			
10 : 15 ~ 10 : 30	中休み			
10 : 30 ~ 10 : 35	準備			
10 : 35 ~ 11 : 20	3時間目			
11 : 20 ~ 11 : 25	5分休憩			
11 : 25 ~ 12 : 10	4時間目			
12 : 10 ~ 12 : 45	給食			
12 : 45 ~ 12 : 50	歯磨みがきタイム			
12 : 50 ~ 13 : 05	清掃			
13 : 05 ~ 13 : 20	昼休み			
13 : 20 ~ 13 : 25	準備			
13 : 25 ~ 14 : 10	5時間目			
14 : 10 ~ 14 : 15	5分休憩			
14 : 15 ~ 15 : 00	6時間目			
15 : 00 ~ 15 : 05	帰りの会			

短縮日課

金・始業式・終業式	
8 : 15 ~ 8 : 30	朝読書
8 : 30 ~ 8 : 35	移動・片付け
8 : 35 ~ 8 : 40	朝の会
8 : 40 ~ 9 : 25	1時間目
9 : 25 ~ 9 : 30	5分休憩
9 : 30 ~ 10 : 15	2時間目
10 : 15 ~ 10 : 30	中休み
10 : 30 ~ 10 : 35	準備
10 : 35 ~ 11 : 20	3時間目
11 : 20 ~ 11 : 25	5分休憩
11 : 25 ~ 12 : 10	4時間目
12 : 10 ~ 12 : 45	給食
12 : 45 ~ 12 : 50	歯磨みがきタイム
12 : 50 ~ 13 : 05	清掃
13 : 05 ~ 13 : 10	昼休憩
13 : 10 ~ 13 : 55	5時間目
13 : 55 ~ 14 : 00	帰りの会
14 : 00 ~ 14 : 15	パワーアップ学習

・始業式・終業式は13:05下校

札教研・1学期始業式・修了式	
8 : 10 ~ 8 : 25	朝読書
8 : 25 ~ 8 : 30	朝の会
8 : 30 ~ 9 : 15	1時間目
9 : 15 ~ 9 : 20	5分休憩
9 : 20 ~ 10 : 05	2時間目
10 : 05 ~ 10 : 10	5分休憩
10 : 10 ~ 10 : 55	3時間目
10 : 55 ~ 11 : 00	5分休憩
11 : 00 ~ 11 : 45	4時間目
11 : 45 ~ 12 : 20	給食
12 : 20 ~ 12 : 25	歯磨みがきタイム
12 : 25 ~ 12 : 40	簡易清掃
12 : 40 ~ 12 : 45	帰りの会

・給食あり…札教研(春・秋)

・給食なし…1学期始業式・3学期修了式・卒業式

令和6年度 学校「学ぶ力」育成プログラム

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質・能力

学校番号：26003

「学ぶ力」	
これまでの 成果	課題
◇ICTを活用した教育活動の充実 姉妹校オンライン交流、和歯 8020 発表会オンライン配信などを通して、ICTを活用するスキルが高まった。 ◇聞く力を高める 姉妹校交流や国語の学習で聞く力を高める学習に取り組むことによって、縦割りや委員会活動などの場面で成長を実感するなど日常に汎化してきている。	◇基礎基本の定着と継続した取組 朝学習などで漢字・マス計算に取り組んでいるが、家庭学習など自分自身で継続して続けようという意欲を高めるまでには至っていない。 ◇発信する力 自由な意見交流やその場で話題を決めるなど非構造化場面での発信には自信をもてず、促されるまで話してくれる人が現れるのを待っていることが多い。
「学ぶ力」の基盤〈協働を通して磨く相互承認の感度〉の現状と課題	
◇小規模校の特性から、日常的に様々な活動の中で児童一人一人に役割があることが、友達同士でお互いを認め合うことにつながっている。他者から認められる経験を積むことで「自己有用感」「自己肯定感」を高めることができた。 ◆小規模校の特性から、友達と役割を共有する、チェックし合うという経験に乏しく、訂正や推敲に対する抵抗感がある。	

「学ぶ力」の育成のために着目する資質・能力

	AAR サイクルの視点で捉え直した 課題探究的な学習の推進	さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」に基づく 自治的な活動の充実
取組	◇『学び』と『発信』を柱とした、課題探究的な学習の実施 (学習場面における定山溪スタイルの定着と中学校への接続) 小 つかもう やってみよう ひろげよう まとめよう 中 カ ジ キ マ グロ (課題) (自分で) (協働で) (まと)とめと振り返り grow! ・授業ごと、学期ごとなどステップごとに振り返りを実施することで学びの軌跡を言語化し、次への目標につなげる ・学びを発信する場の設定(姉妹校オンライン交流、和歯 8020 発表会) ◇道徳(郷土愛)や総合的な学習の時間における地域資源を活用した学習活動	◇委員会活動 自分達の生活をよりよいものにするために必要な活動を考える取組(あいさつ運動の実施、昼の放送内容の決定、ハンカチティッシュ調べ) ◇地域とつながる活動の充実(教材園・マーチング活動) 教材園で収穫した野菜の販売や地域行事でのマーチング発表を通じて学校での活動を地域に周知する取組 ◇義務教育学校開校に向けて、中学校の生徒会と共に自分達で義務教育学校での必要な活動を考える取組

〈本プログラムの実行に向けて〉



令和6年度「健やかな体」育成プログラム

学校番号：26003

学校名：定山溪小学校

	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果	分析
体力・運動能力 <男子>	○前回の記録と同程度もしくは上回った種目 ・握力 ・上体起こし ・長座体前屈 ・20mシャトルラン ・50m走 ・反復横跳び ・立ち幅跳び ・ソフトボール投げ ○前回の記録より下回った種目 ・なし	・日常的に体を動かす機会を多く取り入れ、運動の場の設定なども工夫したことで、「走力」、「柔軟性」、「持久力」などの向上に繋がった。
体力・運動能力 <女子>	○前回の記録と同程度もしくは上回った種目 ・握力 ・上体起こし ・反復横跳び ・20mシャトルラン ・ソフトボール投げ ○前回の記録より下回った種目 ・長座体前屈 ・50m走 ・立ち幅跳び	・日常的に体を動かす機会を多く取り入れ、運動の場の設定なども工夫したことで、「走力」、「持久力」などの向上に繋がった。
運動・スポーツへの意識、運動習慣	「運動やスポーツをすることが好き」と回答する子どもの割合(R4→R5) 男子 100%→100% 女子 60.0%→50.0% 「体育の授業以外で運動をしない」と回答する子どもの割合(R4→R5) 男子 0%→0% 女子 0%→0%	・概ね運動やスポーツへの興味関心は高く、体育の授業等以外でも運動の機会が増えてきている。

三つの取組	①体育・保健体育等の授業の充実	②授業以外で子どもの運動機会を創出する取組	③子ども自らの健康づくりを図る取組の充実
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○毎週木曜日の「縄跳びチャレンジ」や学習カードの活用による、意欲的に楽しく子どもが活動に取り組む工夫 ○全校体育での複数の教師によるきめ細かな指導の工夫 ○全校スポーツテストの結果を記録・分析し、課題解決のための活動を設定 ○個の技の高まりや学び合いを生むためのタブレット端末の効果的な使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童数に対して、運動できる場の広さを生かし、休み時間も含めて、子どもが日常的に運動に取り組めるよう環境の整備 ○雨天時や冬季にも体を積極的に動かすことができるように、体育館での縄跳びやフラフープ遊びを奨励したり、一輪車遊びやボール遊びコーナーを設置したりする。 ○「跳び箱・マット週間」などのイベントを設定し、運動に積極的ではない子にも進んで体力の向上を図れるような場を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな場面で「早寝、早起き、朝ご飯」を合言葉に、子どもの健康づくりの呼びかけ ○長期休業前の健康・安全指導の充実 ○家庭との連携による「生活習慣づくり・運動習慣づくり」の推進 ○「和歯8020」への取組を通して、自ら歯と口の健康を守る子の育成 ○農業体験リーダーによる農園活動や調理活動を通して、命の大切さや、健康の大切さが分かり実践する子を育む ○外部講師による薬物乱用防止教室等の実施を通して、健康意識の向上

家庭・地域との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の学習において、定山溪中学校の教諭に乗り入れ授業を依頼する。 ・子どもの健康づくりに関わって、保健だよりを通じて、家庭にもお願いしたいことを知らせる。 ・学校歯科医、農業体験リーダー等と連携し、健康教育を推進する。
--------------	--

札幌市立定山溪小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめに対する本校の基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、どの子どもも楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市立定山溪小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気づくりに努める。
- 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 人権感覚を高め、児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見するために様々な手段を講じ、いじめの早期解決に当たる。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深め解決に当たる。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童のみならず、元気がない、様子がおかしい等、児童のわずかな変化も見逃さず、全ての児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って聞き取りや情報収集等を行い、事実関係を確かめ、対応にあたる。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行っていく。「いじめ」とは一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃や迫害を受けたことにより苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

3. いじめを未然に防止するために

（1）児童に対して

- ア) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- イ) 教師一人一人が分かる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育む。
- ウ) 思いやりの心や児童一人一人がかげがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- エ) 「いじめは決して許されないことである」という認識を児童がもつように、年度の開始時をはじめ、様々な活動の中で指導する。
- オ) 見て見ぬふりをすることは「傍観者」として「いじめ」に加担していることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

①道徳の授業改善

継続的に道徳の研究授業に取り組み、道徳に詳しい助言者を招いて研鑽を深めるとともに、授業力向上に努めていく。その中で、いじめを許さない心情を育んだり、いじめが起きた時に周りの子がその解決に向けて正しく行動したりすることができるようになることを目指していく。

②人権教育の推進

法務局の協力のもと、全学年において人権教室を実施していく。

③子どものネットモラルの向上

SNS等においても、いじめは絶対に許されないものであり、インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめを未然に防ぐ意識を高めたり、解決方法について理解を深めたりするために、4・5・6年生を対象としてネットモラルの授業を企業等の協力も得ながら実施していく。

(2) 教職員の意識

- ア) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- イ) 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ウ) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- エ) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- オ) 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力要請など組織としての対応を図る。

これらを実現するための具体的な手立てとして、以下のことに取り組んでいく。

①いじめへの理解を深めるための教職員研修

本校の全教職員がいじめ防止対策推進法について正しく理解し、いじめへ適切に対処することができるよう、いじめの理解に特化した教員研修を実施し、全教職員がいじめへの理解を深め、法に基づいた適切な対応が図られるようにする。

②子ども理解に関する教職員研修

教育委員会で毎年行っている「子ども理解に関する研修会」の資料をもとに、全教職員に対し当該研修を実施し、教職員の子どもに対する理解を深められるようにする。加えて、必要に応じて専門家を招き、「子ども理解」の具体的な方法や対処に関する研修を行う。

(3) 学校としての取組

- ア) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- イ) 「いじめ問題・児童理解」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ウ) 「いじめ問題」に関する指導を全校規模で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- エ) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域との連携

- ア) 家庭・地域との連携を密にし、家庭・地域と学校で情報を収集・共有し指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ) 保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ウ) 方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- エ) 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

4. 「いじめ」の早期発見・早期対応のために

(1) 早期発見に向けて・・・「気づく」

- ア) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- イ) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ウ) いじめに関するアンケート調査を毎年実施し、結果から教育的予防と早期発見、早

期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。また、アンケート調査などを活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談体制づくり・・・「いつでも誰にでも」

- ア) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも誰にでも相談できることや、相談することの大切さを児童に伝えていく。
- イ) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ウ) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
- エ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携して、ケアを行っていく。

(3) 早期の解決に向けて・・・「傷口は小さいうちに」

- ア) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握し、被害者・加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- イ) いじめを発見した時（いじめの疑いを把握した場合を含む）には、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担のもと学校として組織的な体制で解決に当たる。
- ウ) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で臨み、いじめることをすぐに止めさせるとともに、自分の行為が、相手を傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- エ) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- オ) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携して行っていくことを伝えていく。

5. 校内体制について

(1) 学校内の組織

◆「校内いじめ防止対策委員会」◆

- ・校長を責任者とし、校長の監督の下、いじめ防止に関する措置を実行的に行うため校内に設置する。
- ・構成員は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー（巡回相談員）、スクールソーシャルワーカーとし、必要に応じて弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者を加えることとする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、

児童や保護者へのいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

・いじめの認知と解消の件数及び認知した個別の対応状況等について定期的に確認を行う（毎月）。

・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議し、解決に努める。

◆いじめ防止対策推進担当◆

・いじめ及びいじめが疑われる事案が発生した場合は、校長の監督のもと、いじめ防止対策推進担当が中心となり「校内いじめ防止対策委員会」を速やかに開催する。

・事案への対応策や児童の心のケア、保護者への連絡内容について具体的にまとめていく。また、必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携の窓口となる。

・校長不在時など構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催することができる。その場合は校長へ報告し決済を得ることとする。また、必ず直後の定例の会議で再度確認を行う。

．．．．．いじめ防止対策委員会年間計画．．．．．

期	月	取組	期	月	取組
前 期	4	・いじめ未然防止の取組の検討 ・望ましい学級集団作りの取組 * 定例会	後 期	10	・教育相談の取組内容の検討 * 定例会
	5	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 * 定例会		11	・悩みやいじめアンケート実施 ・児童、保護者アンケート実施 ・結果の考察 * 定例会
	6	・教育相談体制の検討 * 定例会		12	・個人懇談等の情報交流 * 定例会
	7	・取組の反省と今後の取組検討 ・個人懇談等の情報交流 * 定例会		1	・長期休業後の児童の状況把握 * 定例会
	8	・長期休業後の児童の状況把握 * 定例会		2	・新年度に向けての心の揺れ等観察 ・反省と次年度の取組検討 * 定例会
	9	・学級経営交流会で児童の現状やいじめの兆候を把握・前期取組の反省と後期に向けて取組の検討 * 定例会		3	・中学校への引継ぎ ※定例会を月1回開催する * 定例会

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事実を確認した場合には、法に則して、札幌市教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題の健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- ・児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6. いじめへの対処

①事実関係の把握

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底するとともに、いじめ防止対策委員会において、聞き取りを行う教職員の役割を分担し、関係するすべての児童への聞き取りを行う。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

②いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- ・いじめられた児童の心配や不安を共感的に聴き取り、スクールカウンセラーと相談しながら心のケアに努める。

③いじめた児童への解決に向けた働き

- ・いじめた事実の確認に留まらず、いじめた児童の抱える問題に目を向ける。
- ・いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにし、人間関係の修復に努める。

④保護者への対応

- ・いじめられた児童の家庭には、把握した情報を正確に迅速に伝え、速やかな対応を行う。
- ・いじめの内容によっては、緊急保護者会などを開き、保護者全体への対応を行う。

⑤国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対して

も、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

⑥いじめの解消の判断

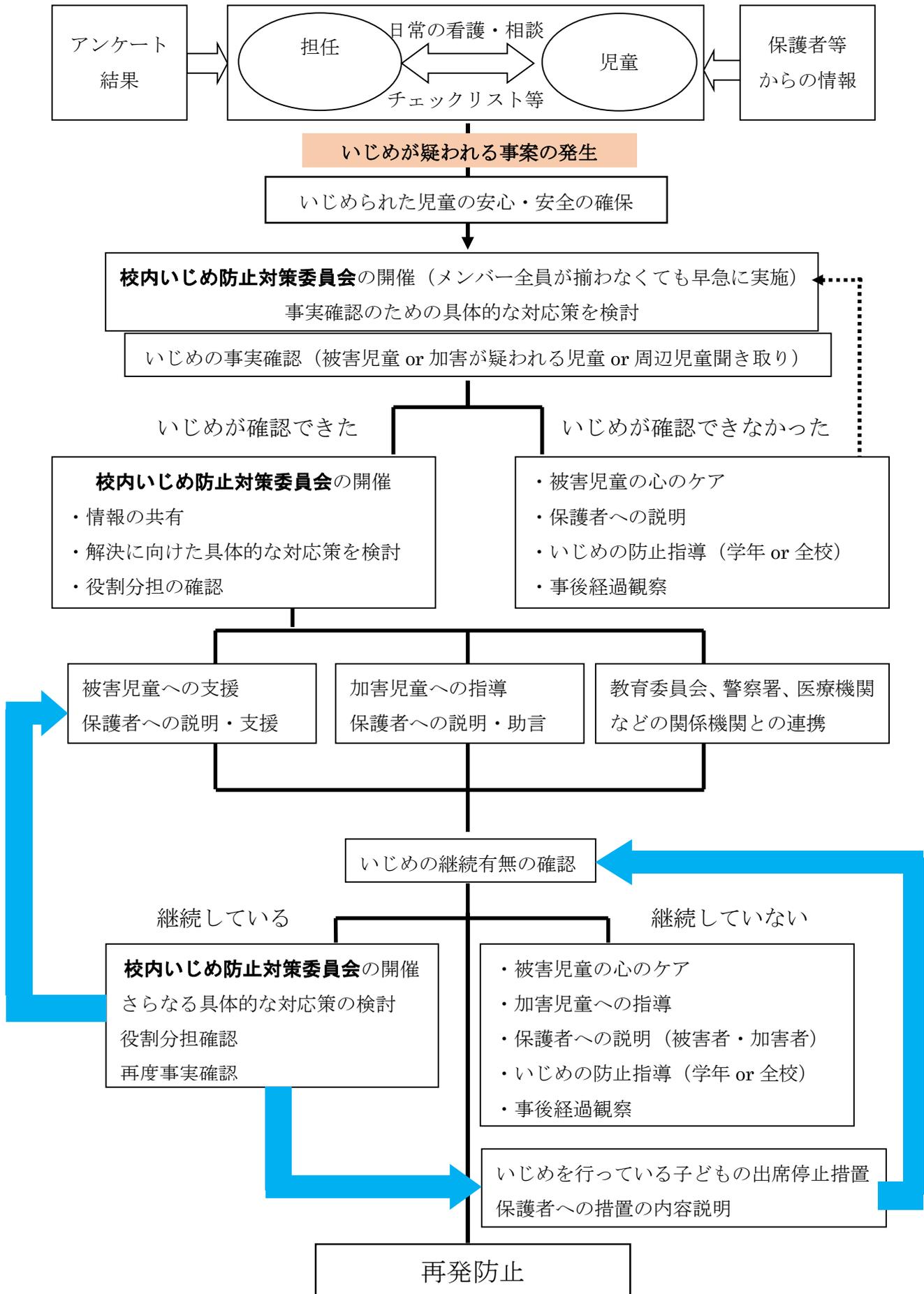
- ・事案対処後 3 か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、校内いじめ対策委員会において判断を行う。

■いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）P30～31】

【いじめ対応フローチャート】



7. 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等（第一章）

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人権、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第5章 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生

の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

*相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日間を目安とする。

2024. 4. 1

令和6年度 定山溪中学校の教育について

I 本校の教育目標

【学校教育目標】

豊かな心を持ち、たくましく伸びてゆく生徒の育成

【目指す生徒像】

- 1 自ら考え、判断し、行動できる生徒
- 2 自ら学ぶ意欲と学習の仕方を身に付ける生徒
- 3 思いやりがあり、他人の立場に立って考えることのできる生徒
- 4 心も体も健康で、よく働き、進んで実践できる生徒

【校訓】

剛 健

根性と強い体

友 愛

人を大切にすること

信 義

約束を守り、義務を果たす

II 学校経営の基本方針

開校から76年という年月で培ってきた豊かな人間性や社会性の育成等の教育実践を土台に、これまでの教育活動をより発展させていきたい。また、よりよい社会を創造する力や変革を起こす力を身に付けるために、札幌市の教育の重点を踏まえ、学校教育の今日的課題に真摯に取り組んでいくとともに、全ての人が幸福になるための教育を推進していく。

また、令和7年の札幌市立義務教育学校定山溪学園開校に向けて、令和6年度を「0年度」として捉え、様々な教育活動が円滑に定山溪学園に引き継がれていくように前取りできるものは可能な限り実施するとともに、義務教育学校検討委員会や教育課程編成部会等において熟議を行ない、合意形成を進めていく。

加えて、定山溪小中学校の学校運営協議会を正式に発足させ、コミュニティ・スクールとして「地域とともにある学校づくり」を目指す。

1 定山溪地区小中一貫した教育の充実

- (1) 小中一貫した教育目標（定山溪学園の学校教育目標となる。）

自ら考え共に学ぶ
人や自然を愛する
健やかに伸びていく

(2) 目指す子ども像の共有

義務教育段階における子ども像を共有し、必要な教育活動を実践していく。

(知) 自分で考え、判断し、他と協働しながら粘り強く物事に取り組む子ども

(徳) 全ての人に思いやりをもって接し、ふるさとや自然を大切にする子ども

(体) 心身の健康を意識し、体育や食育を通して自己管理できる子ども

(3) 発達の段階に応じた定山溪スタイルの活用

知徳体を表した3Lを意識した教育活動を推進していく。

○ 強い体と命 (LIFE) → 「健やかな体」

○ 学びと発信 (LEARNING) → 「学ぶ力」

○ 愛する心 (LOVE) → 「豊かな心」

2 地域とともにある学校づくりの推進

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が必要不可欠であることから、地域でどのような子どもを育てるのか(目指す子ども像や地域の願い)、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「コミュニティ・スクール」として学校運営を行なっていく。

○ 地域の願い「友愛共生」(定山溪学園の校訓となる。)

- ・ 「思いやり」の心が溢れ、「優しさ」で結ばれる子どもが育つ学校
- ・ 地域が支え、いつまでも家族のようにつながり続ける「絆」が育つ学校

3 「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進

「みんな違う」を原点として多様性を認め合い、本物の経験を通して、「自由」と「共生」を学び、子ども一人一人の「自立」を支える場となることが大切である。そのような学校において、子どもの相互承認の感度は醸成されていく。

- 教職員自らの人間尊重の意識の向上
- 校種間の連携による連続性のある人間尊重の教育に向けた取組の推進
- 子ども自身が自分を振り返り、人間尊重の意識の高まりに気付く手だての構築

4 「子どもの声を聴く」を大切にし、学校運営に反映

「子どもの声」とは、思い、願い、困り、悩みなどであり、「聴く」とは、「受け止める」こと、「応える」ことである。子どもの声を聴くことにより、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりが進められるとともに、札幌らしいコミュニティ・スクールの推進にもつながっていく。ICTを活用して、子どもの声を聴くことができる仕組みづくりを行なっていく。

Ⅲ 令和6年度の教育推進の重点

1 考える力を身に付ける学び（学ぶ力の育成）（【3L】のLearning）

- ・基礎的・基本的な知識および技能を身に付け、考える力を育む
- ・課題を見付け、自分で探究し、他者とも協働しながら解決の方法を探して、振り返る学習スタイルの確立（AAR サイクル）
- ・ICT を活用した学習活動と課題探究的な学習を取り入れた授業づくりの推進
- ・郷土の特性を生かした環境教育。【森林教室】

2 思いやりの心を育む（豊かな心の育成）（【3L】のLove）

- ・生徒が互いに尊重し、支え合いながら共によりよく生きようとする態度の育成
- ・他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などを育む場面の設定
- ・「特別の教科 道徳」の授業実践と評価の充実
- ・生徒一人一人に寄り添い、教職員と生徒がともに成長し、課題を解決していく教育の推進

3 運動に親しむ態度の育成（健やかな体の育成）（【3L】のLife）

- ・自ら進んで、体力の向上を図り、運動に親しむ場の設定。【放課後運動タイム】
- ・歯と口の健康づくりを基盤とした健康の保持増進に努める態度の育成【歯磨き】
- ・健康的な生活を行う意識の向上のための食育の推進。

4 いじめの撲滅

- ・いじめ防止対策委員会を含めた生徒指導委員会による組織的ないじめの指導
- ・養護教諭とSCを含めた、定期的な生徒指導委員会の開催。【月1回】
- ・いじめの認知及び解消については教職員個人に委ねず、組織で判断
- ・会議録の作成、個別の記録の次学年への確実な引継

5 義務教育学校開校へ向けて（小中一貫した教育）

- ・令和6年度を「開校0年度」として捉え、開校初年度における円滑な始動のための実践
- ・小中9年間の系統性・連続性のある教育の具体的推進
- ・義務教育学校検討委員会の各部における効率的な業務推進と各部の連携

6 個への支援（学びの支援）

- ・生徒一人一人の状況や家庭環境に合わせた、適切な支援を行う体制の確立
- ・個人フォルダ、サポートプラン（個別の支援計画・指導計画）、キャリアパスポート等、資料活用の充実と管理

7 組織的取組の充実（働き方改革と協働）

- ・「チーム担任制」の導入による組織的な対応の充実
- ・報告、連絡、相談の習慣化と、組織の充実と連携を目指した効果的な学校運営
- ・業務の精選と資料、データの整理と管理の徹底
- ・労働環境の改善と ICT の更なる活用
- ・既存の組織（青少年健全育成推進会、学校関係者評価委員会）の整理

8 コミュニティ・スクールの開始（地域とともにある学校づくり）

- ・学校運営協議会を設立し、地域と学校が目標を共有し、目指す子ども像に向けた取組の実施
- ・安全・安心な学校づくりに関わる教職員の資質の向上と、危機管理体制の充実
- ・地域人材の発掘とその活用

1 学期					2 学期					3 学期															
日	4 月	日	5 月	日	6 月	日	7 月	日	8 月	日	9 月	日	10 月	日	11 月	日	12 月	日	1 月	日	2 月	日	3 月		
1	新入生受付(13:00~)	水	生徒総会リハ	土		1		1		1		1		1	第70回文化祭 学校公開日④	日	体育館工事②~	1	【元日】	1		1			
2		木	生徒総会 校内研修会②	金		2		2		2	地域防災訓練	3		2	1年心臓検診11:00~	火		2		2		2		2	
3		金	【憲法記念日】	土		3		3		3		4		3		水		3		3		3		3	
4		土	【みどりの日】	日		4		4		4		5		4	生徒会合同集会	木		4		4		4		4	
5		日	【こどもの日】	月		5		5		5		6		5	前期定期テスト①	金		5		5		5		5	
6		月	【振替休日】	火	第1回森林教室	6		6		6		7		6	前期定期テスト②	土		6		6		6		6	
7		火	授業参観・学校説明会・学級懇談会 PTA運営委員会①	水	1年眼科検診10:00~ 定山溪小中研究授業(定中)	7	バドミントン全市大会	7		7	~①体育館工事	8		7	後期開始 委員会活動①	日		7		7		7	1, 2年スキー学習①	7	全校卒業式練習①
8	新任式・1学期始業式	水	尿検査②	木		8	体育館工事①~	8		8				8	3年学力テストC	月		8		8		8		8	~体育館工事②
9	第77回入学式	木	地域調査(1,2年)	金		9		9		9				9	3年学力テストB 視力検査1,2年	火		9		9		9		9	
10	ワク・副読本販売・給食開始 代表委員会①	土		日	南区PTA連合会総会	10	学校諸費引落日(再)	10	1学期末個別懇談会②	10				10	3年学力テストA	水		10		10		10		10	全校卒業式練習② 代表委員会③
11	朝活動開始 代表委員会②	月		火	礼教研事業(4時間授業) 定山溪小中研究授業(定中)	11	1学期末個別懇談会③	11	【山の日】	11	3年学力テストA	12		11	教育相談① 視力検査3年	木		11		11		11		11	3年生を送る会 学校公開日⑦
12	生徒会入会式 部活動見学	火		水	校務部会	12	命の授業	12		12				12	給食週間~15日	金		12		12		12		12	1,2年後期定期テスト① 職員会議(年度末反省)
13		水		木		13		13	学校諸費引落日(再)	13				13	陸上記録会 学校公開日③	土		13		13		13		13	1,2年後期定期テスト① 卒業式総練習
14		木		金	学校公開日① 旅行の行事発表会	14		14	夏季休校日	14				14	教育相談②	日		14		14		14		14	【成人の日】 私立A入試① 1, 2年スキー学習②
15	職員会議(年計・定例)	金		土		15		15	夏季休校日	15				15	教育相談③	月		15		15		15		15	3学期始業式 3年後期定期テスト①
16	PTA総会・部活動説明会等 授業参観・学級懇談会	土		日		16		16		16				16	教育相談③	火		16		16		16		16	
17	本部会・常任委員会① 3年全国学力学習状況調査①	日		月	職員会議(定例) 避難訓練(ジュニア防火防災スクール)	17		17		17				17	本部会・常任委員会⑦	水		17		17		17		17	2学期個別懇談会①
18	3年全国学力学習状況調査② 部活度設立ミーティング	月		火		18		18		18				18	職員会議(定例) 学びの支援研修会③	木		18		18		18		18	2学期個別懇談会②
19	学びの支援委員会① 二計測・視力・聴力検査①	火		水		19		19		19				19	職員会議(定例) 臨時生徒総会リハーサル	金		19		19		19		19	2学期個別懇談会③
20		水		木		20		20		20				20	臨時生徒総会	土		20		20		20		20	私立A入試② 1, 2年スキー学習②
21		木		金		21		21		21				21	職員会議(定例) 臨時生徒総会	日		21		21		21		21	私立B入試① 1, 2年スキー学習予備日
22	二計測・視力・聴力検査② 本部会・常任委員会②	金		土		22		22		22				22	職員会議(定例) 臨時生徒総会	月		22		22		22		22	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
23	二計測・視力・聴力検査③ 代表委員会③	土		日		23		23		23				23	職員会議(定例) 臨時生徒総会	火		23		23		23		23	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
24	教育相談① 尿検査①	日		月		24		24		24				24	職員会議(定例) 臨時生徒総会	水		24		24		24		24	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
25	教育相談② 内科検診13:00~ 第1回義務教育学校検討委員会	月		火		25		25		25				25	職員会議(定例) 臨時生徒総会	木		25		25		25		25	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
26	学びの支援研修会①	火		水		26		26		26				26	職員会議(定例) 臨時生徒総会	金		26		26		26		26	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
27		水		木		27		27		27				27	職員会議(定例) 臨時生徒総会	土		27		27		27		27	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
28		木		金		28		28		28				28	職員会議(定例) 臨時生徒総会	日		28		28		28		28	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
29	【昭和の日】	金		土		29		29		29				29	職員会議(定例) 臨時生徒総会	月		29		29		29		29	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
30	代表委員会④	土		日		30		30		30				30	職員会議(定例) 臨時生徒総会	火		30		30		30		30	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
31		日		月		31		31		31				31	職員会議(定例) 臨時生徒総会	水		31		31		31		31	職員会議(定例) 定山溪中学校開校式
備考																									令和7年度 入学受付4/1(火) 始業式4/7(月) 入学式4/8(火)

定山溪中学校日課表 (R6)

時刻	分	曜日 校時	月	火	水	木	金	午前授業の日	
8:10~8:15	5		職員打ち合わせ						8:10~8:15
8:20			生徒登校						8:20
8:20~8:30	10		SSタイム	朝読書	DPタイム	SSタイム	朝読書	SS&DPタイム 朝読書	8:20~8:30
8:30~8:35	5		朝学活						8:30~8:35
8:35~8:40	5		授業準備 (5分)						8:35~8:40
8:40~ ~9:30	50	1							8:40~ ~9:30
9:30~9:35	5		休憩時間 (移動等準備)						9:30~9:35
9:35~ ~10:25	50	2							9:35~ ~10:25
10:25~10:35	10		休憩時間 (移動等準備)						10:25~10:35
10:35~ ~11:25	50	3							10:35~ ~11:25
11:25~11:30	5		休憩時間 (移動等準備)						11:25~11:30
11:30~ ~12:20	50	4							11:30~ ~12:20
	5		給食準備						準備
12:25~12:45	20		給食						給食
12:45~13:10	25		片付け・歯磨き・昼休み						片付け・歯磨き 清掃/帰学活
13:10~13:15	5		授業準備						12:45~12:50 12:50~13:10
13:15~ ~14:05	50	5							
14:05~14:10	5		休憩時間 (移動等準備)						
14:10~ ~15:00	50	6						簡易清掃/帰学活 14:05~14:15	
15:00~15:20	20		清掃/帰学活						
		放課後	諸活動・部活動						
16:40			部活動以外の生徒下校						

- ・委員会等の放課後の会議は帰り学活終了の5分後からです。
- ・部活動は通年、17:30までです。(中体連時期を除く)



令和6年度 定山溪中学校「学ぶ力」育成プログラム

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質・能力

学校番号：36003

「学ぶ力」	
これまでの 成果	課題
◇生徒アンケートや教職員アンケートから（主に総合的な学習の時間において）問題解決や探究活動に取り組むことができていることが明らかになった。 ◇札幌市共通指標アンケートから、疑問や課題を解決するために、自分で方法を考えることができていることがわかった。 ◇朝活動の時間に、ドリルパークを行う時間や、自分で考えて学習を行う時間を設け、自分の状況に合った学習を行うことができるようになってきた。	◇授業の見通しを明確にし、振り返りの場面も設定してはいるが、学習効果（今後に生かす等の）につながっているとは言えない。 ◇札幌市共通指標アンケートから、自分の意見を進んで発言したり、意見の違う人とも積極的に話そうとすることがあまり得意ではないことがわかった。（少人数による固定化されたグループ活動も原因だと思われる）
「学ぶ力」の基盤〈協働を通して磨く相互承認の感度〉の現状と課題	
◇様々な発表の機会を設定し、仲間を認め、仲間から認められる場面を多く設けることで、「自己存在感」を感じることができた。 ◆札幌市共通指標アンケートから、自分にはよいところがある、自分が必要とされていると感じるの2項目に肯定的な回答の割合が低く、自分に自信がもてず、「自己肯定感」や「自己有用感」が低いことが明らかになった。	

「学ぶ力」の育成のために着目する資質・能力

自分で考え、判断し、他と協働しながら粘り強く物事に取り組む力

	AARサイクルの視点で捉え直した 課題探究的な学習の推進	さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」に基づく 自治的な活動の充実
取組	◇小学校からの継続した授業スタイルの充実 小 つかもう やってみよう うろげよう まとめよう 中 課題 自分で 協働で まとめと振り返り grow! →個別最適な学びと協働的な学びを課題に応じてバランスよく行う授業構築 →授業のわかるが家庭学習の充実につながる環境づくり ◇道徳(郷土愛等)や総合的な学習の時間(福祉体験、職場体験、国際理解等)において、地域人材を活用した講演会や体験の実施	◇よりよい学年、学校にするための学級活動の充実 →定期的に学級会を実施（週1回を予定）*振り返りの場 ◇全校生徒による委員会活動の実施 →月の目標設定(本部会)、昼休みの体育館種目決定(保体委員)、昼の放送内容の決定(文化委員) ◇森林教室(環境学習)において、森づくりについての意見や提案を実現させる取組 ◇義務教育学校開校に向けて、児童生徒会について自分たちで活動を考える取組

〈本プログラムの実行に向けて〉



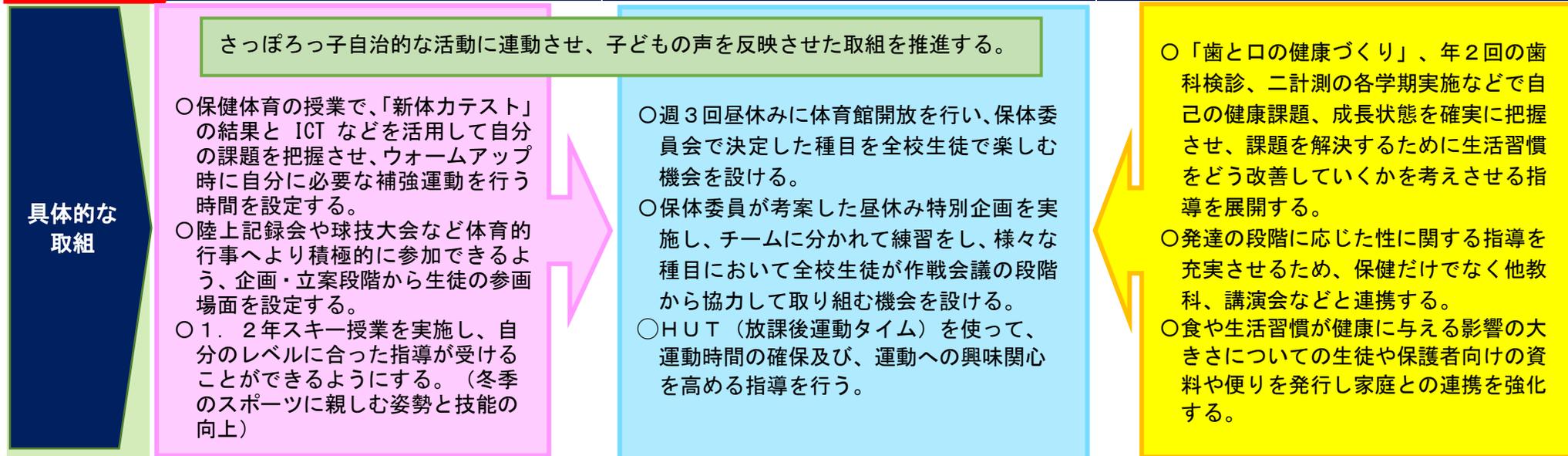
令和6年度「健やかな体」育成プログラム

学校番号：36003

学校名：定山溪中学校

	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果	分析
体力・運動能力 <男子>	<ul style="list-style-type: none"> ○全国平均より高い項目 握力、上体起こし、反復横跳び、50m走、ハンドボール投げ ○全国平均より低い項目 長座体前屈、20mシャトルラン、立ち幅跳び 	○合計点は札幌市全体よりやや高いが、全校平均には達していない。総合評価はCまたはDである。項目により能力差が大きい。
体力・運動能力 <女子>	<ul style="list-style-type: none"> ○全国平均より高い項目 20mシャトルラン、ハンドボール投げ ○全国平均より低い項目 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、50m走、立ち幅跳び 	○合計点は札幌市全体及び全校平均に達していない。総合評価はEである。わずかに全国平均を上回った2項目を除き、能力の低さを感じる。
運動・スポーツへの意識 運動習慣	<ul style="list-style-type: none"> ○全国平均より高い項目 運動が好き、運動は大切、保健体育の授業は楽しい、運動等に意識した生活を送ることができる…100% ○全国平均より低い項目 なし 	○意識や運動習慣について、全体的に高い肯定的な割合を示している。しかし、体力や運動能力の向上につながっていない課題がある。

三つの取組	① 体育・保健体育等の授業の充実	② 授業以外で子どもの運動機会を創出する取組	③ 子どもが自らの健康づくりを図る取組の充実
-------	------------------	------------------------	------------------------



家庭・地域との連携・協働

- OPTA 親子レクにて、生徒と保護者が一緒に運動に親しむ機会を設ける。
- 小学校と連合町内会が合同で実施する、運動会や雪中運動会に生徒が参加協力する機会を設ける。

令和6年度 札幌市立定山溪中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめは絶対に許されない人権に関わる重大な問題である。いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為である」という基本認識のもとで、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要がある。

こうした基本認識に立ち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、定山溪中学校に通う全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように、学校全体で組織的に対応しなければならない。

また、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人一人の心の居場所を確保するとともに、安心して生活し、学習できる場を提供する必要がある。さらに生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、集団の一員としての自覚を育むことができる学校づくりに取り組まなければならない。

●いじめの定義といじめの態様

いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より抜粋)

「いじめ」とは、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

(いじめ防止等のための基本方針を参考)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、(遊ぶふりをして)叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、奢りを強要されたりする
- ・貴重品(金品)や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 学校いじめ対策組織の構成員等・会議について

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成員については、管理職・主幹教諭・生徒指導主事・教務主任・各学年代表・養護教諭・スクールカウンセラー(S C)・スクールソーシャルワーカー(S S W)・その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その際は、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長不在時は責任者である校長に報告し、決裁を得る。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- (6) 既存の生徒指導委員会が学校いじめ対策組織を兼ねることとする。また、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。
- (7) 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日は「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月1回開催する。
- (8) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (9) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、生徒指導委員会を必ず開催する。

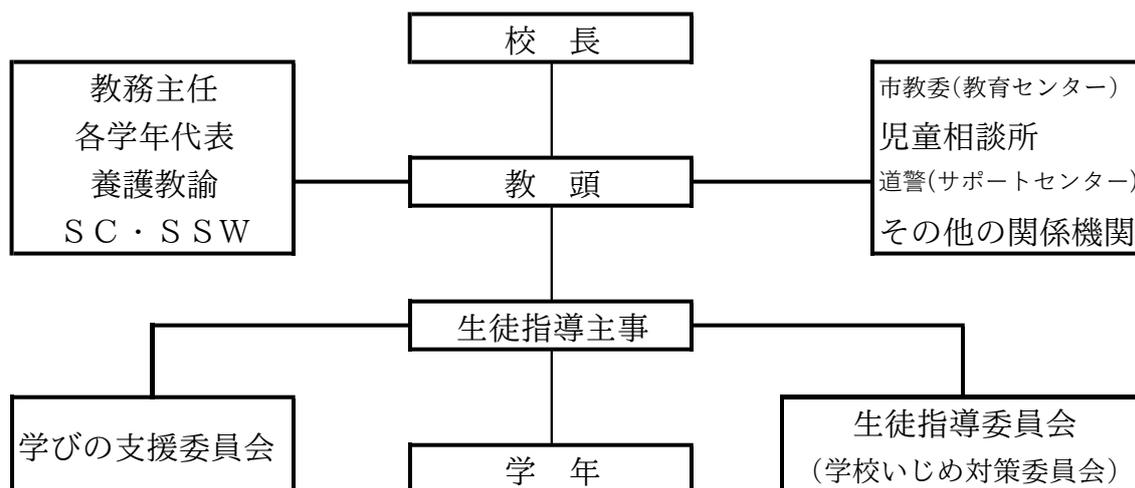
*校長はいじめ防止対策に係る基本方針を示し、取組内容を決定する。

*教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。

*生徒指導主事は生徒指導委員会の代表として実務的な連絡および調整を行う。

*スクールカウンセラー(S C)は委員会に参加し、いじめ防止について助言を行う。

*スクールソーシャルワーカー(S S W)は委員会に参加し、いじめ防止について助言を行う。



3 いじめ防止に関する具体的な取組内容

【未然防止】

- 学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」を位置付ける。
- 森林教室など多様な体験的活動を通しての豊かな感性と社会性を育む。
- 生命尊重・思いやり・個性の尊重・寛容の精神を育む道徳教育を推進する。
- 教科の学習のみならず、全ての教育活動での自己肯定感・自己有用感を育む。
- いじめの認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断する。
- 生徒会など生徒自身によるいじめ防止のための取組を行う。
- いじめ防止基本方針をHP上で公開し、保護者・地域の協力・見守りを促進させる。

【早期発見】

- 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートの実施
- 学校サーバー内生徒個人フォルダの活用
- 教育相談週間の充実（年2回4月、11月実施）
- 長期休業明けの学校独自の悩みアンケートの実施
- SCとの個別面談
- SCやSSWの活用の充実
- 悩みやいじめに関するアンケートの実施（11月全市調査）
- 学びの支援委員会での情報交流（年4回）
- いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の把握といじめの認知を行う。
- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

【いじめへの対処】

- 発見時の早期対応
 - ・初期対応（事実確認）の迅速化
 - ・組織での対応
 - ・情報の共有（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）
 - ・被害生徒の対応（身の安全の確保など、必要に応じて関係機関との連携）
 - ・加害生徒の対応（表面的な事実のみではなく、背景にある要因を理解し、保護者と連携）
 - ・関係機関（警察・教育委員会など）との連携
- ※いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

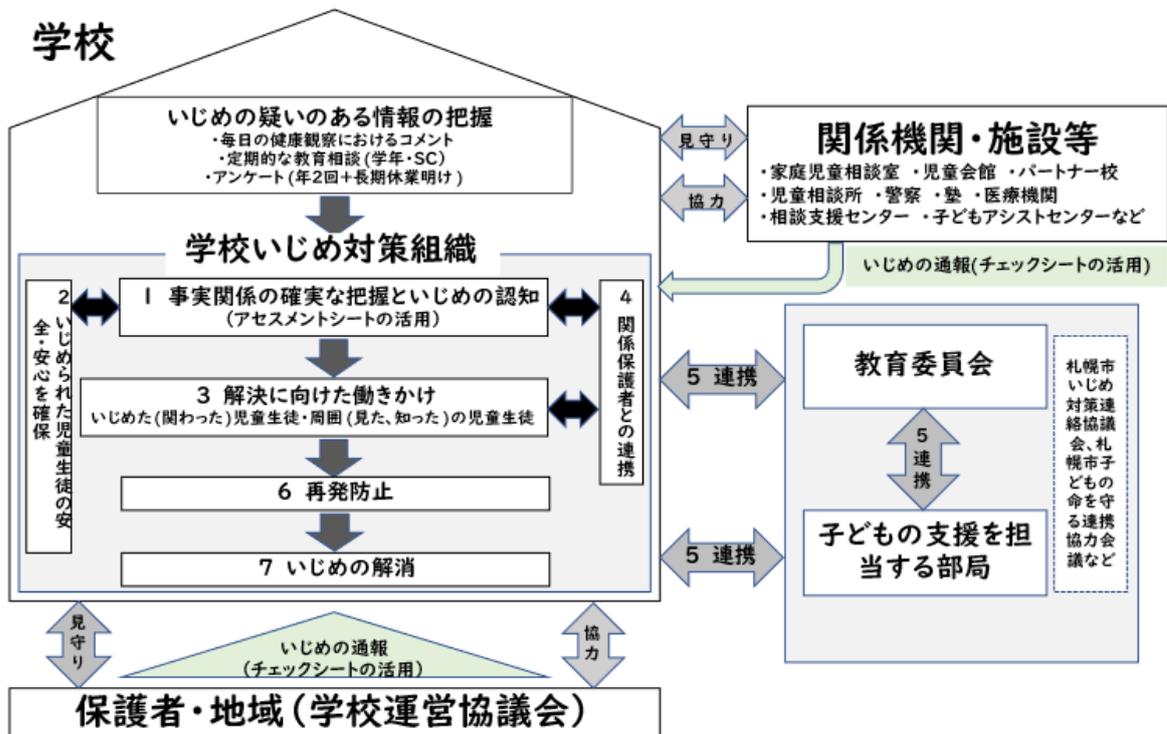
○いじめ対応後の再発防止

- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ・加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめの解消の判断は、事後対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、生徒ごとに個別に情報をまとめ、経年的に把握できるようにする。
- ・学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。
学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、生徒の進級や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

○インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

☆いじめ防止等の対処マニュアル



5 いじめ防止等に関する取組の年間計画

月	生徒指導委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	「学校いじめ防止基本方針」の確認 登校指導 生徒指導研修会 生徒指導委員会開催	生徒への「学校いじめ防止基本方針」の周知	校内研修会 学びの支援研修会 教育相談週間 SCとの個別面談 アプリを活用した日々の健康観察	授業参観・学級懇談会 PTA総会 学校いじめ防止基本方針HP掲載（保護者への周知）
5	生徒指導委員会開催	生徒総会 第1回森林教室 旅行的行事の取組	アプリを活用した日々の健康観察	授業参観・学級懇談会 職場体験学習（2年宿泊）
6	生徒指導委員会開催		アプリを活用した日々の健康観察 学びの支援研修会	青少年健全育成推進会総会
7	生徒指導委員会開催	陸上記録会 第2回森林教室	アプリを活用した日々の健康観察	1学期末個別懇談会 PTA親子レク
8	命の大切さを見つめ なおす月間 生徒指導委員会開催	道徳の時間の充実	長期休業明けの学校独自の悩みアンケートの実施	
9	生徒指導委員会開催	球技大会 第3回森林教室	アプリを活用した日々の健康観察	定山溪神社祭 中定建設安全教室
10	生徒指導委員会開催		アプリを活用した日々の健康観察 学びの支援研修会	進路説明会・授業参観
11	生徒指導委員会開催	文化祭の取組	アプリを活用した日々の健康観察 悩みやいじめのアンケート実施 教育相談週間	
12	生徒指導委員会開催	森林教室発表会	アプリを活用した日々の健康観察 生徒アンケート実施	保護者アンケート実施
1	教師アンケート実施 生徒指導委員会開催		アプリを活用した日々の健康観察 長期休業明けの学校独自の悩みアンケートの実施	3年授業参観・学級懇談会 定山溪雪灯路の作品制作
2	教師アンケート検証 （年間反省） 生徒指導委員会開催		アプリを活用した日々の健康観察 学びの支援研修会	アンケート集計結果の提示
3	生徒指導委員会開催	3年生を送る会 新入学生徒に関する情報交流（小学校）	アプリを活用した日々の健康観察	学校関係者評価委員会の実施・検証 1、2年授業参観・学級懇談会
通年	職員会議における情報交流	自己肯定感・自己有用感の育成 道徳教育の充実 分かる授業の充実	生徒観察 学年会、指導部会 ケース会議 情報交流 情報共有	